

第九十六回国 参議院 農林水産委員会 會議録 第二十号

平成三十年六月五日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月四日

藤木 眞也君

森 ゆうこ君

補欠選任

松川 るい君

木戸口英司君

出席者は左のとおり。

委員長 岩井 茂樹君

理事 中泉 松司君

舞立 昇治君

田名部匡代君

紙 智子君

磯崎 陽輔君

上月 良祐君

進藤金日子君

野村 哲郎君

平野 達男君

松川 るい君

山田 俊男君

横山 信一君

徳永 エリ君

舟山 康江君

小川 勝也君

川田 龍平君

儀間 光男君

木戸口英司君

農林水産大臣 齋藤 健君

大臣政務官 農林水産大臣政務官 上月 良祐君

事務局側

常任委員会専門員 大川 昭隆君

本日の会議に付した案件

○農薬取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岩井茂樹君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨日、森ゆうこ君及び藤木眞也君が委員を辞任され、その補欠として木戸口英司君及び松川るい君が選任されました。

○委員長(岩井茂樹君) 農薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。齋藤農林水産大臣。

○國務大臣(齋藤健君) 農薬取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。農薬取締法は、農業生産の安定を図り、国民の健康を保護すること等を目的として、農薬について登録の制度等を設けているところであります。

農薬の安全性を一層向上していくためには、最新の科学的知見を的確に反映させられるようにすることが極めて重要であります。また、良質かつ低廉な農薬を供給し、農業の競争力を強化していくためには、規制を合理化することも重要であります。

こうした観点から、農薬について、最新の科学的知見に照らして再評価を行う制度を導入するとともに、登録審査の見直し等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、再評価制度の導入についてであります。

全ての農薬について、定期的に安全性等の再評価を受けなければならないこととしております。

また、農林水産大臣は、再評価等により、農作物、人畜及び環境等に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、登録を変更し、又は取り消すことができることとしております。

第二に、農薬の登録審査の見直しについてであります。

農薬の登録申請時に、当該申請に係る農薬の農薬原体が、現に登録を受けている農薬の農薬原体と成分等が同等であるときは、提出すべき資料の一部を省略できることとしております。

また、農薬使用者や環境に対する安全性を確保するため、登録時の審査事項に、使用時の被害防止方法や生活環境動植物への影響等を追加することとしております。

さらに、農家にとって防除に有効な農薬が常に確保されるよう、病虫害防除等に特に必要性が高い農薬や、他の農薬と比較して特に安全性が高い農薬については、優先的に審査を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(岩井茂樹君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時三分散会

六月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、農薬取締法の一部を改正する法律案

農薬取締法の一部を改正する法律案

農薬取締法の一部を改正する法律案

第一条 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 登録(第三条―第十五条)

第三章 販売の規制(第十六条―第二十三条)

第四章 使用の規制等(第二十四条―第二十八条)

第五章 監督(第二十九条―第三十三条)

第六章 外国製造農薬(第三十四条―第三十七条)

第七章 雑則(第三十八条―第四十六条)

第八章 罰則(第四十七条―第五十二条)

附則

第一章 総則

第一条中「行なう」を「行う」に、「品質の適正化と」を「安全性その他の品質及び」に、「もつて」を「もつて」に改める。

第四条及び第五条を削る。

第三条の見出しを「登録の拒否」に改め、同条第一項中「前条第三項の検査を」前条第四項の審査に、「場合は、同項の規定による登録を保留して、申請者に対し申請書の記載事項を訂正し、又は当該農薬の品質を改良すべきことを指示することができる」を「と認めるときは、同条第一項の登録を拒否しなければならない」に改め、同項第一号中「申請書を提出された書類」に改め、同項中第九号及び第十号を削り、第八号を第十号とし、同項第七号中「もつて」を

「下に」に、「の事項」を「に掲げる事項」に、「い
う。第十二条の二を「含む。第二十六条に、
「含む。第十二条の二を「含む。同条に、「な
つて」を「なつて」に改め、同号を同項第九号と
し、同項第六号中「もと」を「下に」に、「の事
項」を「に掲げる事項」に改め、同号を同項第八
号とし、同項第五号中「の事項」を「に掲げる事
項」に、「当該農薬が有する土壌についての残留
性の程度からみて、その使用に係る農地等の土
壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染さ
れる農作物等」を「その使用に係る農地等の土
壌への当該農薬の成分の残留の程度からみて、当
該農地等において栽培される農作物等又は当該
農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される
畜産物」に、「なつて人畜を「なつて人」に改
め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「の
事項」を「に掲げる事項」に、「当該農薬が有する
農作物等についての残留性の程度からみて、そ
の使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、そ
の汚染に係る農作物等」を「その使用に係る農作
物等への当該農薬の成分」その成分が化学的に
変化して生成したものを含む。次号において同
じ。の残留の程度からみて、当該農作物等又は
当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産さ
れる畜産物」に、「なつて人畜を「なつて人」に
改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を同
項第五号とし、同項第二号中「の事項」を「に掲
げる事項」に改め、同号を同項第四号とし、同
項第一号の次に次の二号を加える。

- 二 特定試験成績が基準適合試験によるもの
でないとき。
- 三 当該農薬の薬効がないと認められると
き。

第三条第一項に次の一号を加える。
十一 前各号に掲げるもののほか、農作物
等、人畜又は水産動植物に害を及ぼすおそ
れがある場合として農林水産省令・環境省
令で定める場合に該当するとき。

第三条第二項中「前項第四号から第七号まで」

を「前項第六号から第九号まで」に改め、同条第
三項を削り、同条を第四条とする。

第二条第一項ただし書中「第十五条の二第一
項を「第三十四条第一項」に、「第七条を「第十
六条」に改め、同条第二項中「次の」を「次に掲げ
る」に、「農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性
に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の
見本」を「及び農薬の安全性その他の品質に関す
る試験成績を記載した書類その他第四項の審査
のために必要なものとして農林水産省令で定め
る資料」に改め、同項に後段として次のように
加える。

この場合において、試験成績のうち農林水
産省令で定めるもの（以下「特定試験成績」と
いう。）は、その信頼性を確保するために必要
なものとして農林水産省令で定める基準に
従つて行われる試験（以下「基準適合試験」と
いう。）によるものでなければならぬ。

第二条第二項第一号中「あつてはを「あつて
はに、「以下」を「第十二号を除き、以下」に改
め、同項第二号中「含有量を「含有濃度（第十一
号に掲げる事項を除く）」に改め、同項第三号
中「あつてはを「あつてはに改め、同項第七号
中「貯蔵上」を「農薬の貯蔵上」に改め、同項第八
号中「製造場」を「農薬の製造場」に改め、同項第
十号中「販売する場合」に改め、同項に次の
三号を加える。

- 十一 農薬原体の有効成分以外の成分の種類
及び含有濃度
- 十二 農薬原体を製造する者の氏名（法人の
場合にあつては、その名称）及び住所並び
に農薬原体の製造場の名称及び所在地
- 十三 農薬原体の主要な製造工程

第二条第三項を次のように改める。
3 第一項の登録の申請をする者は、当該申請
に係る農薬の農薬原体が、現に同項又は第三
十四条第一項の登録を受けている農薬の農薬
原体とその成分及び毒性の強さにおいて同等

であるときは、農林水産省令で定めるところ
により、前項の規定により提出すべき資料の
一部を省略することができる。

第二条第六項を第八項とし、第五項を削
り、同条第四項中「検査項目、検査方法その他
前項の検査」を「第四項の審査」に改め、同項を
同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を
加える。

- 4 農林水産大臣は、第一項の登録の申請を受
けたときは、最新の科学的知見に基づき、第
二項の申請書及び資料に基づく当該申請に係
る農薬の安全性その他の品質に関する審査を
行うものとする。
- 5 農林水産大臣は、独立行政法人農林水産消
費安全技術センター（以下「センター」とい
う。）に、前項の審査に関する業務の一部を行
わせることができる。
- 6 農林水産大臣は、第一項の登録の申請に係
る農薬が、病害虫の防除若しくは農作物等の
生理機能の増進若しくは抑制において特に必
要性が高いもの又は適用病害虫の範囲及び使
用方法が類似する他の農薬と比較して特に安
全性が高いものと認めるときは、当該申請に
係る農薬についての第四項の審査を、他の農
薬の審査に優先して行うように努めるものと
する。

第二条に次の一項を加える。
9 農林水産大臣は、次条第一項の規定により
登録を拒否する場合を除き、第一項の登録の
申請に係る農薬を登録し、かつ、次に掲げる
事項を記載した登録票を交付しなければなら
ない。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 第二項第二号、第三号、第八号及び第十
一号に掲げる事項
- 三 水質汚濁性農薬（第二十六条第二項に規
定する水質汚濁性農薬をいう。第十六条第
五号及び第二十条において同じ。）に該当す
る農薬にあつては、「水質汚濁性農薬」とい

う文字
四 製造者又は輸入者の氏名及び住所
第二条を第三条とする。
第一条の三を削る。

第一条の二第一項中「ねずみ」の下に、「草」
を、「殺虫剤」の下に、「除草剤」を加え、「をい
う」を「肥料取締法（昭和二十五年法律第二百
七号）第二条第一項に規定する肥料を除く」を
いうに改め、同条第四項を削り、第三項を
第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

- 3 この法律において「農薬原体」とは、農薬の
原料であつて、有効成分及びその製造の結果
残存する有効成分以外の成分から成るもの
をいう。

第一条の二を第二条とし、同条の次に次の章
名を付する。
第二章 登録
第五条の二第一項中「第二条第一項」を「第三
条第一項」に、「あつたを「あつた」に改め、同
条第二項中「第二条第一項」を「第三条第一項」
に改め、同条第三項中「第二条第一項」を「第三
条第一項」に、「あつてはを「あつてはに改め、
同条を第五条とする。

第六条第一項中「第二条第一項」を「第三条第
一項」に、「あつてはを「あつてはに改め、同
条第二項中「第二条第一項」を「第三条第一項」
に、「又は第四号」を「第四号」に、「の事項中」
を「第十二号又は第十三号に掲げる事項」に改
め、「生じた日」の下に「（同号に掲げる事項に改
更を生じた場合にあつては、その変更後の製造
工程により製造された農薬原体を原料とする農
薬の製造若しくは加工又は輸入を開始した日）」
を加え、「あつたを「あつた」に、「あつてはを
「あつてはに改め、同条第三項中「届け出で」
を「届け出て」に改め、同条第五項及び第六項中
「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。
第二十一条中「第十五条の六」を「第三十八条」
に改め、同条を第五十二条とする。
第二十条第一項中「第十七条」を「第四十七条」

に、「犯人の」を「犯人が」に、「知つて」を「知つて」に改め、同条を第五十一条とする。

第十九条中「前三条を」次の各号に掲げる規定に、「次の各号を」当該各号に改め、同条第一号中「第十七条第一号(第二条第一項又は第九条第一項)を」第四十七号第一号、第三号、第十八条第一項に、「第二号又は第三号(第九条の二を)」第四号又は第五号(第十九条に改め、同条第二号中「第十七条を」第四十七号に、「第十八条又は第十八条の二を」又は前二条に改め、同条を第五十条とする。

第十八条の二中「第五条の二第三項、第六条第一項、第三項、第五項若しくは第六項又は第六条の六の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五条第三項又は第六条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申請をしなかつた者

二 第六条第一項又は第十二条の規定に違反した者

三 第六条第五項又は第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十八条の二を第四十九条とする。

第十八条第一号を次のように改める。

一 第六条第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申請をしなかつた者

第十八条第三号中「第十五条の三第一項を」

「第三十五条第一項」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号中「第十三条第一項」を「第二十九号第一項」に、「第十三条の二第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十条又は第三十四条第五項の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せ

ず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第十八条を第四十八条とする。

第十四条第一項を「第三十一条第一項」に改め、同条を同条第七号とし、同条第四号中「第十二条の二第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条を同条第六号とし、同条第三号中「第九条の二又は第十条の四第二項」を「第十九条又は第二十三条第二項」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号中「第九条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条を同条第四号とし、同条第一号中「第二条第一項、第七号、第九号第一項、第十条の二(第十五条の二第六項)を」

「第十八条第一項、第二十一条第三十四号第六項」に、「第十一条又は第十二条第三項」を「第二十四号又は第二十五条第三項」に改め、同条を同条第三号とし、同条の前に次の二号を加える。

一 第三条第一項又は第七条第一項の規定に違反して農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入した者

二 第十六条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして農薬を販売した者

第十七条を第四十七条とする。

第十六条の四中「第十三条第一項」を「第二十九号第一項」に改め、同条を第四十五号とし、同条の次に次の一条及び章名を加える。

(経過措置)

第四十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第十六条の三を第四十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(都道府県が処理する事務)

第四十三条 第二十三条及び第三十一条第二項の規定による農林水産大臣の権限並びに第二十九号第一項及び第三項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第四十四条 第二十三条、第二十九号第一項及び第三項並びに第三十一条第二項の規定による農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

2 第二十九号第一項及び第三項の規定による環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、その一部を地方環境事務所長に委任することができる。

第十六条の二第一項中「公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、又は第九号第二項」を「第十八条第二項」に、「若しくは改廃しよう」を「又は改廃しよう」に改め、同条第二項中「第三条第二項(第十五条の二第六項)を」

「第四条第二項(第三十四号第六項)に、「第三条第一項第四号又は第五号」を「第四条第一項第六号又は第七号」に改め、同条第三項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に、「同条第一項第四号又は第五号」を「同条第一項第六号又は第七号」に改め、同条第四項中「第十二条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第四十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(国際的動向への配慮等)

第四十一条 農林水産大臣及び環境大臣は、この法律の施行に当たっては、農薬の安全性その他の品質の確保に関する国際的動向に十分配慮するとともに、関係行政機関の長と密接な連携を図らなければならない。

第十六条第一項中「第一条の二第二項」を「第二条第一項」に、「第一条の三の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しよう」を「第二条第一項の登録をしようとするとき(同

条第三項に規定する場合を除く。)、第七号第七項(第三十四号第六項において準用する場合を含む。))の規定により変更の登録をしよう」に、「第六条の三第一項」を「(農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合を除く。)、第九号第二項若しくは第三項(これらの規定を第三十四号第六項において準用する場合を含む。))」に、「第九条第二項」を「第十八条第二項」に、「又は第十四条第三項」を「第三十一条第三項」に改め、「変更しようとするとき」の下に、「又は第三十四号第一項の登録をしようとするとき(同条第六項において準用する第三条第三項に規定する場合を除く。))」を加え、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第二項中「第三条第二項(第十五条の二第六項)を」

「第四条第二項(第三十四号第六項)に、「第十二条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第三項中「第二項第一項」を「第三条第一項」に、「第十二条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第三十九号とする。

第十五条の六中「第二条第三項及び第六条の二第二項」を「第三条第五項、第七号第三項及び第八号第五項」に、「第十五条の二第六項」を「第三十四号第六項」に、「の検査、第十三条の二第一項」を「に規定する審査、第三十条第一項」に、「第十四条第三項」を「第三十一条第三項」に、「第十五条の三第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同条を第三十八号とする。

第十五条の五第一項第二号中「支払つて」を「支払つて」に改め、同項第三号中「選任しなかつた」を「選任しなかつた」に改め、同条第三項中「第六条の三第三項」を「第九条第五項」に、「第十四条の二を」第三十二条に改め、「聴聞について」の下に、「それぞれ」を加え、同条を第三十七号とし、同条の次に次の章名を付する。

第七章 雑則

第十五条の四第一項中「第十五条の二第一項」を「第三十四号第一項」に、「は、次の」を「当該

農薬の登録外国製造業者又はその国内管理人である場合を除く。は、次に掲げるに改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

当該事項に変更を生じたとき、及び当該輸入者がその輸入を廃止したときも、同様とする。

第十五条の四第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「第十五条の二第一項を「第三十四条第一項」に、「あつては」を「あつては」に、「第一項の事項中」を「前項各号に掲げる事項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第三十六条とする。

第十五条の三第三項中「第十三条第四項を「第二十九条第四項及び第五項」に、「第十三条の二第二項を「第三十条第二項」に改め、同条を第三十五条とする。

第十五条の二第二項中「採らせる」を「とらせる」に改め、同条第四項中「登録外国製造業者は」の下に、「農林水産省令で定めるところにより」を加え、「真実かつ完全に」を削り、「少なくとも三年間その帳簿を」これに改め、同条第五項中「国内管理人は」の下に、「農林水産省令で定めるところにより」を加え、「少なくとも三年間その帳簿を」これに改め、同条第六項中「第二項第二項、第三項及び第六項、第三項から第五項まで、第六項の五並びに第六項の七」を「第三項第二項から第九項まで、第四項、第十一項及び第十三項」に、「第二項第五項、第六項の三及び第六項の四第一項」を「第五項、第五項から第八項まで、第十項第二項、第十二項及び第十六項（ただし書を除く。）の規定は登録外国製造業者について、第九項及び第十項第一項」に、「第五項の二から第六項の二まで、第六項の四第二項、第六項の六及び第七項（ただし書を除く。）の規定は登録外国製造業者について、第九項第四項及び第十項の二を「第十條第二項、第十八條第四項及び第二十一條に改め、国内管理人に」の下に「ついて、それぞれ

れ」を加え、「第二項第二項第一項」を「第三條第二項第一項」に、「第十五條の二第二項」を「第三十四條第一項」に改め、「製造方法」とあるのは「の下に」農薬の」を加え、「同條第三項第五号」を「同條第九項第四号」に、「第三條第三項中」「一箇月」とあるのは「二月」と、同條第三項中「一箇月」とあるのは「二月」と、第五條の二第一項を「第五條第一項」に、「とあるのは」製造業」を「の」とあるのは「製造業」に、「と」を「の」と、「製造若しくは加工又は輸入の事業を」とあるのは「製造業を」とに改め、「第六條第二項中」の下に「農薬の製造若しくは加工又は輸入」とあるのは「第三十四條第一項の登録に係る農薬で本邦に輸出されるものの製造又は加工」とを加え、「第六條の五第二号」を「第十一條第二号」に、「第二條第一項」を「第三條第一項」に改め、「及び第六條の六第一号」を削り、「同條第四号及び第六條の七中」第十四條第一項を「第十二條第三号及び第十三條中」第三十一條第一項に、「第十五條の五第一項」を「第三十七條第一項」に、「第七條」を「第十四條第二項中」その製造し若しくは加工し、又は輸入する農薬」とあるのは「第三十四條第一項の登録に係る農薬で本邦に輸出されるもの」と、第十六條に、「第九條第四項中」を「第十八條第四項中」に、「第十條の二中」を「第二十一條中」に改め、同條を第三十四條とする。

第十五條中「第十四條」を「第三十一條第一項」に、「取消」を「取消し」に改め、同條を第三十三條とし、同條の次に次の章名を付する。

第六章 外国製造農薬
第十四條の二を第三十二條とする。
第十四條第一項中「第二條第一項」を「第三條第一項」に改め、同條第二項中「第九條第一項」を「第十八條第一項」に、「第九條の二又は第十條の二第一項」を「第十九條又は第二十一條第一項」に改め、同條第三項中「なつた」を「なつた」に改め、同條第四項中「第九條第一項」を「第十

八條第一項」に、「第九條の二並びに第十條の二第一項」を「第十九條並びに第二十一條第一項」に改め、同條を第三十一條とする。
第十三條の三及び第十三條の四を削る。
第十三條の二第一項中「農薬使用者」の下に「又は農薬原体を製造する者その他の関係者」を、「若しくは使用の下に」若しくは農薬原体の製造その他の事項」を加え、同項ただし書中「よつて」を「よつて」に改め、同條第三項中「従つて」を「従つて」に、「行つた」を「行つた」に、「の定める」を「で定める」に改め、同條第四項を次のように改める。
4 前條第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による集取又は立入検査について準用する。

第十三條の二を第三十條とする。
第十三條第一項中「又は除草剤販売者」を「若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者」に、「第二條第一項、第三條第一項、第六條の二第三項、第六條の三第一項、第六條の四第一項、第七條、第九條第一項」を「第三條第一項、第四條第一項、第七條第八項、第九條第二項及び第三項、第十條第一項、第十六條、第十八條第一項」に、「第九條の二、第十條の二、第十條の四、第十一條、第十二條第三項、第十二條の二第一項並びに第十四條第一項」を「第十九條、第二十一條、第二十三條、第二十四條、第二十五條第三項、第二十六條第一項並びに第三十一條第一項」に改め、「除草剤の販売」の下に「若しくは農薬原体の製造その他の事項」を加え、同項ただし書中「よつて」を「よつて」に改め、同條第二項中「よつて」を「よつて」に改め、同條第三項中「又は除草剤販売者」を「若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者」に改め、「除草剤の販売」の下に「若しくは農薬原体の製造その他の事項」を加え、同項ただし書中「よつて」を「よつて」に改め、同條第四項中「あつた」を「あつた」に改め、同條に次の一項を加える。

5 第一項及び第三項の規定による集取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第十三條を第二十九條とする。
第十二條の四の見出し中「農林水産大臣」の下に「環境大臣」を加え、同條中「農林水産大臣」の下に「環境大臣」を加え、「の確保と品質の適正化」を「及びその安全性その他の品質の確保」に改め、同條を第二十八條とし、同條の次に次の章名を付する。

第五章 監督
第十二條の三の見出しを「農薬の使用に関する理解等」に改め、同條中「当たつては」を「当たつては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めるとともに」に改め、同條を第二十七條とする。
第十二條の二第一項中「を」を「で」に、「の各号の」を「に掲げる」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「まとまつて」を「まとまつて」に改め、同項第二号中「まとまつて」を「まとまつて」に、「も」とでは「を」を「下では」に、「なつて」を「なつて」に改め、同條第二項中「水質汚濁性農薬」を「前項の規定により指定された水質汚濁性農薬（以下単に「水質汚濁性農薬」という。）」に、「なつて」を「なつて」に、「を」を「で」に、「行なう」を「行う」に改め、同條を第二十六條とする。

第十二條第一項中「を」を「で」に、「第二條第一項又は第十五條の二第一項」を「第三條第一項又は第三十四條第一項」に改め、同條を第二十五條とする。
第十一條中「の各号」を削り、同條ただし書中「第二條第一項」を「第三條第一項」に改め、同條第一号中「第七條」を「第十六條」に、「第九條第二項」を「第十八條第二項」に改め、同條を第二十四條とする。
第十條の四第二項中「とらなかつた」を「とらなかつた」に改め、同條を第二十三條とし、同條の次に次の章名を付する。

第四章 使用の規制等

第十条の三第一項中「であつて」を「であつて」に改め、同条を第二十二条とする。

第十条の二第二項中「含有量を含有濃度」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「第十五条の二第二項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十条の下に、「農林水産省令で定めるところにより」を加え、「あつては」を「あつては」に、「第十四条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、「第十二条の二第一項の「及び」、真実かつ完全にを削り、一少なくとも三年間その帳簿をこれに改め、同条を第二十条とする。

第九条の二中「第十四条第三項」を「第三十一条第三項」に、「伴つて」を「第三十一条第二項から第七号までの各号」を「伴つて」を「第四号第一項」から「第九号まで」又は「第十一号」に改め、同条を第十九条とする。

第九条第一項中「第七条第十五条の二第六項」を「第十六条(第三十四条第六項)」に、「第十一条第一号」を「第二十四条第一号」に改め、同条第二項中「第六条の三第一項」を「第九条第二項」又は「第三項(これらの規定を)」に、「第十五条の二第六項」を「第三十四条第六項」に改め、「第十六条第一項」を「第十条第一項」に、「伴つて」を「第三十一条第二項から第七号までの各号」を「伴つて」を「第四号第一項」から「第九号まで」又は「第十一号」に、「を」もつて「を」で定めるところにより、「第七号」を「第十六条」に改め、同条第三項中「農林水産省令」を「第七号」を「規定」により「第十六条」に、「よつて」を「より」に改め、同条を第十八条とする。

第八条第一項中「次項、第十三条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第十四条第四項」を「第三十一条第四項」に改め、「は」の下に、「農林水産省令で定めるところにより」を加え、「次」を「次に掲げる」に改め、同項に後段とし

て次のように加える。

当該事項に変更を生じたときも、同様とする。

第八条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「開始した」を「開始する」に、「あつては」を「あつては」に、「増設した」を「増設し、又は廃止した」に改め、「その増設の下に」又は「廃止を加え、第一項の事項中」を「同項各号に掲げる事項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第十七条とする。

第七条中「あつては」を「あつては、その」に、「次」を「次に掲げる」に改め、「真実な」を削り、同条ただし書中「第十五条の二第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「含有量を含有濃度」を「第三項第二項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「第十二条の二第一項」を削り、「あつては」を「あつては」に改め、同条を同条第五号とし、同条第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第十号中「貯蔵上」を「農産物の貯蔵上」に改め、同条第十一号中「製造場」を「農産物の製造場」に改め、同条第十二号とし、同条第十三号を同条第十一号とし、同条を第十六条とする。

第六条の七中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「第六条の三第一項」を「第九条第一項」から「第三項まで」に、「第六条の四第一項」を「第十条第一項」に、「第六条の五」を「第十一条」に、「第十四条第一項」を「第三十一条第一項」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の二条及び章名を加える。

(情報の公表等)
第十四条 農林水産大臣は、農産物の安全性その他の品質に関する試験成績の概要、農産物自体の主たる成分その他の登録を受けた農産物に関する情報を公表するように努めるものとする。

る。

2 製造者又は輸入者は、その製造若しくは加工し、又は輸入する農産物について、登録の変更、取消し又は失効があつたときは、販売者及び農産物使用者に対し、その旨を周知するように努めるものとする。

(科学的知見の収集等)
第十五条 農林水産大臣は、この章の規定の円滑な実施を図るため、農産物の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集、整理及び分析を行うように努めるものとする。

第三章 販売の規制
第六条の六中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「第三号」を「第二号」に、「第二条第二項第三号又は同条第三項第四号の」を「第三条第二項第三号若しくは第十一号又は第九項第三号に掲げる」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「失つた」を「失つた」に改め、同条を同条第一号とし、同条第三号中「第六条の三第一項又は第六条の四第一項」を「第九条第二項若しくは第三項又は第十條第一項」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号中「第六条の三第一項又は第十四条第一項」を「第九条第一項から第三項まで又は第三十一条第一項」に改め、同条を同条第三号とし、同条を第十二条とする。

第六条の五中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第一号中「第二条第二項第二号の事項中」を「第三条第二項第二号に掲げる事項」に改め、同条第二号及び第三号中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第六条の四第一項中「第十二条の二第一項」を「第二十六条第一項」に、「あつた」を「あつた」に、「なつた」を「なつた」に改め、同条第二項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「第二条第三項第四号の」を「同条第九項第三号に掲げる」に改め、同条を第十条とする。

更の登録及び登録の取消し」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「あつては」を「あつては」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「あつては」を「あつては」に、「第二条第二項第三号の事項」を「第三条第二項第三号又は第十一号に掲げる事項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「農林水産大臣」の下に、「前項に規定する場合のほか」を加え、「第二条第二項第三号の事項を遵守して」を「第三条第二項第三号に掲げる事項を遵守して」に、「伴つて」を「第三条第一項第二号から第七号までの各号」を「伴つて」を「第四条第一項第四号から第九号まで又は第十一号」に、「至つた」を「至つた」に改め、「やむをえない」を削り、「第二条第二項第三号の事項を変更する」を「第三条第二項第三号若しくは第十一号に掲げる事項を変更する」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

農林水産大臣は、前条第三項の提出期限までに同項の資料の提出又は同条第七項の手数料の納付がなかつたときは、当該農産物につき、その登録を取り消すことができる。

2 農林水産大臣は、前条第四項の審査の結果、第四条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該農産物の安全性その他の品質の確保に必要な限度において、当該農産物につき、その登録に係る第三条第二項第三号若しくは第十一号に掲げる事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができる。

第六条の三を第九条とする。

第六条の二の見出し中「適用病害虫の範囲等」を削り、同条第一項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「の事項を変更する必要がある」を「又は第十一号に掲げる事項を変更しようとする」に、「変更後の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農産物の見本」を「及び農産物の安全性その他の品質

に関する試験成績を記載した書類その他次項の審査のために必要なものとして農林水産省令で定める資料に、「申請することができるを申請しなればならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、特定試験成績は、基準適合試験によるものでなければならぬ。

第六条の二第四項を削り、同条第三項中「前項の検査の結果第三項第一項各号の一に該当する場合は、前項の規定による」を「第二項の審査の結果、第四項第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、第一項の」に、「保留して、申請者に対し、申請書の記載事項を訂正すべきことを指示することができる」を「拒否しなればならない」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「前項の規定による申請を受けたときは、セクターに農薬の見本について検査をする場合を除き、遅滞なく」を「次項の規定により変更の登録を拒否する場合を除き」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定による申請を受けたときは、最新の科学的知見に基づき、同項の申請書及び資料に基づく当該申請に係る農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うものとする。
- 3 農林水産大臣は、セクターに、前項の審査に関する業務の一部を行わせることができる。
- 4 農林水産大臣は、第一項の規定による申請に係る農薬が、病害虫の防除若しくは農作物等の生理機能の増進若しくは抑制において特に必要性が高いもの又は適用病害虫の範囲及び使用方法が類似する他の農薬と比較して特に安全性が高いものと認めるときは、当該申請に係る農薬についての第二項の審査を、他の農薬の審査に優先して行うように努めるものとする。

5 第二項の審査の実施に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

6 第一項の規定による申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなればならない。

第六条の二を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(再評価)

第八条 第三条第一項の登録を受けた者は、農林水産大臣が農薬の範囲を指定して再評価を受けるべき旨を公示したときは、当該指定に係る農薬について、農林水産大臣の再評価を受けなければならない。

2 前項の規定による再評価(以下この条において単に「再評価」という。)は、同一の有効成分を含む農薬について、農林水産大臣が初めて当該有効成分を含む農薬に係る第三条第一項又は第三十四条第一項の登録をした日から起算して農林水産省令で定める期間ごとに行うものとする。

3 第一項の公示においては、再評価を受けるべき者が提出すべき農薬の安全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類その他の資料及びその提出期限を併せて公示するものとする。この場合において、特定試験成績は、基準適合試験によるものでなければならぬ。

4 農林水産大臣は、再評価においては、最新の科学的知見に基づき、前項の資料に基づき第一項の指定に係る農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うものとする。

5 農林水産大臣は、セクターに、前項の審査に関する業務の一部を行わせることができる。

6 第四項の審査の実施に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

7 再評価を受けようとする者は、農林水産大臣に、第三項の提出期限までに、同項の資料を提出するとともに実費を勘案して政令で定

める額の手数料を納付しなければならない。

第二条 農薬取締法の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「水産動植物」を「生活環境動植物(その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずる場合がある動植物をいう。以下同じ。)」に改め、同条第二項第三号中「及び使用方法を」

使用方法及び使用期限に改め、同項第四号中「その旨の下に」使用に際して講ずべき被害防止方法を加え、同項第五号中「水産動植物」を「生活環境動植物」に改め、同項第七号中「注意事項」の下に「第四号に掲げる事項を除く。」を加え、同条第九項第二号中「第三号」の下に「第四号(被害防止方法に係る部分に限る。)」を加える。

第四条第一項第五号中「危険防止方法」を「前条第二項第四号の被害防止方法」に、「危険を及ぼす」を「被害を生ずる」に改め、同項第八号及び第十一号中「水産動植物」を「生活環境動植物」に改め、同条第二項中「前項第六号」を「第一項第六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準は、農林水産大臣が定めて告示する。

第六条第二項中「第四号」の下に「被害防止方法に係る部分を除く。」、第五号を加える。

第七条第一項中「同条第二項第三号」の下に「第四号(被害防止方法に係る部分に限る。)」を加える。

第九条第二項中「第三項第三号」の下に「第四号(被害防止方法に係る部分に限る。)」を加え、同条第四項中「第三項第三号」の下に「第

四号(被害防止方法に係る部分に限る。)」を加える。

第十二条中「第三項第三号」の下に、「第四号(被害防止方法に係る部分に限る。)」を加える。

第十六条第六号中「その旨の下に」使用に際して講ずべき被害防止方法を加え、同条第七号中「水産動植物を生活環境動植物」に改め、同条第九号中「注意事項」の下に「第六号に掲げる事項を除く。」を加える。

第二十六条第一項第二号中「水産動植物を公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物」に改め、「その使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ」を削り、同条第二項中「水産動植物を公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物」に改め、「その区域内におけるその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ」を削る。

第二十八条及び第三十一条第三項中「水産動植物」を「生活環境動植物」に改める。

第三十九条第一項中「第七項第七項」を「第四項第二項(第三十四条第六項において準用する場合を含む。)」の基準を定め、若しくは変更しようとするとき、第七項第七項に改め、同条第二項中「第四項第二項」を「第四項第三項」に改める。

第四十条第二項及び第三項中「第四項第二項」を「第四項第三項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十一条及び第十四条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第七条から第十条まで、第十二条(附則第九条第三項に係る部分に限

る。)及び第二十条の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(第一條の規定による改正に伴う経過措置)

第二條 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前にされた第一條の規定による改正前の農業取締法(以下「旧法」という)第二條第一項若しくは第十五條の二第一項の登録又は旧法第六條の二第一項(旧法第十五條の二第六項において準用する場合を含む)の変更の登録の申請であつて、この法律の施行の際、登録又は変更の登録をしようとするか、又は処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

第三條 この法律の施行の際現に旧法第二條第一項又は第十五條の二第一項の登録を受けている農業(前條の規定によりなお従前の例により登録を受けたものを含む)は、施行日(前條の規定によりなお従前の例により登録を受けた農業による改正後の農業取締法(以下「新法」という)第三條第一項又は第三十四條第一項の登録を受けたものとみなす)。

2 この法律の施行の際現に旧法第二條第三項(旧法第十五條の二第六項において準用する場合を含む)の規定により交付されている登録票(前條の規定によりなお従前の例により登録を受けた農業について交付されるものを含む)は、新法第三條第九項(新法第三十四條第六項において準用する場合を含む)の規定により交付された登録票とみなす。

第四條 この法律の施行の際現に旧法第二條第一項又は第十五條の二第一項の登録を受けている農業と同一の有効成分を含む農業について施行日以後初めて行つた新法第八條第一項(新法第三十四條第六項において準用する場合を含む)の規定による再評価(次項及び次條第一項において単に「再評価」という)は、新法第八條第二項(新法第三十四條第六項において準用する場合

を含む。次項において同じ。)の規定にかかわらず、施行日から農林水産省令で定める期間を経過する日までの間に行つたものとする。

2 前項の規定により再評価が行われた農業についての新法第八條第二項の規定の適用については、同項中「初めて当該有効成分を含む農業に係る第三條第一項又は第三十四條第一項の登録」とあるのは、「農業取締法の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日以後初めて当該有効成分を含む農業に係る同項の公示」とする。

第五條 附則第三條第一項の規定により新法第三條第一項又は第三十四條第一項の登録を受けたものとみなされる農業について施行日以後初めて再評価を行う場合における新法第八條第三項及び第十一條(これらの規定を新法第三十四條第六項において準用する場合を含む)の規定の適用については、新法第八條第三項中「書類」とあるのは「書類、第三條第二項第二号(含有濃度に係る部分に限る)及び第十一号から第十三号までに掲げる事項を記載した書面」と、新法第十一條第一号中「第三條第二項第二号」とあるのは「第三條第二項第二号(含有濃度に係る部分を除く)」とする。

2 農林水産大臣は、前項に規定する場合には、新法第九條第一項又は第二項(これらの規定を新法第三十四條第六項において準用する場合を含む)の規定により登録を取り消すときを除き、当該農業について新法第三條第二項第二号(含有濃度に係る部分に限る)。(新法第三十四條第六項において準用する場合を含む)に掲げる事項の変更の登録及び新法第三條第二項第十一号から第十三号まで(これらの規定を新法第三十四條第六項において準用する場合を含む)に掲げる事項を追加する変更の登録を、かつ、新法第三條第九項各号(これらの規定を新法第三十四條第六項において準用する場合を含む)に掲げる事項を記載した登録票を交付しなければならぬ。

3 前項の規定により変更の登録がされた場合には、当該変更の登録を受けた者は、遅滞なく、附則第三條第二項の規定により新法第三條第九項(新法第三十四條第六項において準用する場合を含む)の規定により交付されたものとみなされる登録票(当該者が新法第七條第七項、第九條第四項又は第十條第二項(これらの規定を新法第三十四條第六項において準用する場合を含む)の規定により登録票の交付を受けている場合にあつては、当該登録票を農林水産大臣に返納しなければならない)。

第六條 附則第三條第一項の規定により新法第三條第一項又は第三十四條第一項の登録を受けたものとみなされる農業についての前條第二項の規定により変更の登録がされるまでの間における新法第十六條及び第二十一條第一項(これらの規定を新法第三十四條第六項において準用する場合を含む)の規定の適用については、新法第十六條第二号及び第二十一條第一項中「含有濃度」とあるのは、「含有量」とする。

(第二條の規定による改正に伴う経過措置)

第七條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という)前にされた第二條の規定による改正前の農業取締法(以下「第二号旧法」という)第三條第一項若しくは第三十四條第一項の登録又は第二号旧法第七條第一項(第二号旧法第三十四條第六項において準用する場合を含む)の変更の登録の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、登録又は変更の登録をしようとするか、又は処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

第八條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧法第三條第一項又は第三十四條第一項の登録を受けている農業(前條の規定によりなお従前の例により登録を受けたものを含む)は、第二号施行日(前條の規定によりなお従前の例により登録を受けた農業にあつては、当該登録の日)に第二條の規定による改正後の

農業取締法(以下「第二号新法」という)第三條第一項又は第三十四條第一項の登録を受けたものとみなす。

2 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧法第三條第九項(第二号旧法第三十四條第六項において準用する場合を含む)の規定により交付されている登録票(前條の規定によりなお従前の例により登録を受けた農業について交付されるものを含む)は、第二号新法第三條第九項(第二号新法第三十四條第六項において準用する場合を含む)の規定により交付された登録票とみなす。

第九條 前條第一項の規定により第二号新法第三條第一項又は第三十四條第一項の登録を受けたものとみなされる農業について第二号施行日以後初めて第二号新法第八條第一項(第二号新法第三十四條第六項において準用する場合を含む)の規定による再評価を行う場合における第二号新法第八條第三項(第二号新法第三十四條第六項において準用する場合を含む)の規定の適用については、第二号新法第八條第三項中「書類」とあるのは、「書類、第三條第二項第三号(使用期限に係る部分に限る)」、第四号(被毒防止方法に係る部分に限る)及び第五号に掲げる事項を記載した書面」とする。

2 農林水産大臣は、前項に規定する場合には、第二号新法第九條第一項又は第二項(これらの規定を第二号新法第三十四條第六項において準用する場合を含む)の規定により登録を取り消すときを除き、当該農業について第二号新法第三條第二項第三号(使用期限に係る部分に限る)及び第四号(被毒防止方法に係る部分に限る)及び第五号(被毒防止方法に係る部分に限る)に掲げる事項を追加する変更の登録並びに第二号新法第三條第二項第五号(第二号新法第三十四條第六項において準用する場合を含む)に掲げる事項の変更の登録を、かつ、第二号新法第三條第九項各号(これらの規定を第二号新法第三十四條

第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を記載した登録票を交付しなければならぬ。

3 前項の規定により変更の登録がされた場合には、当該変更の登録を受けた者は、遅滞なく、前条第二項の規定により第二号新法第三條第九項(第二号新法第三十四條第六項において準用する場合を含む。)

項(第二号新法第三十四條第六項において準用する場合を含む。)

第十條 附則第八條第一項の規定により第二号新法第三條第一項又は第三十四條第一項の登録を受けたものとみなされる農薬についての前条第二項の規定により変更の登録がされるまでの間における第二号新法第十六條(第二号新法第三十四條第六項において準用する場合を含む。)

第六号中「使用に際して講ずべき被害防止方法及び」とあるのは「及び」と、同条第七号中「生活環境動植物」とあるのは「水産動植物」とする。

第十一條 農林水産大臣は、第二号新法第四條第二項(第二号新法第三十四條第六項において準用する場合を含む。)

第十二條 附則第五條第三項又は第九條第三項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十三條 この法律(附則第一條第二号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十五條 政府は、この法律の施行後五年を目的として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十六條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の項中「第十三條第一項」を「第二十九條第一項」に改める。

(食品衛生法及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正)

第十七條 次に掲げる法律の規定中「第一條の二第一項」を「第二條第一項」に改める。

一 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十一條第三項及び別表理化学的検査の項

二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)第五十五條第二号

(独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正)

第十八條 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項第四号中「第十三條の二第一項」を「第三十條第一項」に、「第十五條の三第二項」を「第三十五條第二項」に改める。

(食品安全基本法の一部改正)

第十九條 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項第二号中「第一條の三の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、同法第二條第一項を「第三條第一項」に、「第三條第二項(同法第十五條の二第六項)を「第四條第二項(同法第三十四條第六項)に、「第三條第一項第六号又は第七号」を「第四條第一項第八号又は第九号」に改める。

第二十條 食品安全基本法の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項第二号中「第四條第二項」を「第四條第三項」に改める。